

## 中期目標期間の終了時における公立大学法人福岡女子大学の組織及び業務全般の検討結果及び結果に基づく措置について

### 1 中期目標期間の終了時における公立大学法人福岡女子大学（以下「法人」という。）の組織及び業務全般の検討結果

福岡女子大学は、平成18年度に公立大学法人に移行し、第3期中期目標期間が令和5年度に終了する。法人の業務実績については、毎年度、法人の自己点検・評価に基づき福岡県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価が実施されるとともに、令和4年度には認証評価機関による評価を受審している。これらの評価結果は大学運営の改善に反映され、法人の継続的な質的向上に資するものとなっている。

今回、評価委員会による中期目標期間評価の暫定的な評価（平成30年度から令和3年度までの4年経過時における達成状況及び認証評価機関の評価結果を踏まえた評価）の結果が報告された。

評価の結果、中期目標の達成状況は、「クォーター制導入後のカリキュラム改定、教育の場としての寮活動の充実、感性教育の実施、女性のキャリア形成のための教育プログラム等、様々なリーダーシップ育成のための意欲的な教育を展開している。令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けているが、遠隔授業も的確に組み合わせることで学生の学修機会を確保しており、また感染拡大防止対策を行ったうえで全寮制教育を維持するとともに、海外大学との行き来が制限される中で、交換留学生の実派遣を再開させ、オンラインによる教職員及び学生の国際交流を推進するなど、教育研究の維持向上に取り組んでいる。

特に、平成30年度のクォーター制導入直後から、教職協働の学内プロジェクト組織によるボトムアップ等も活用し、教育効果等の検証及び改善を行い、次代の女性リーダー育成のためのカリキュラム改定を実現した点や、社会人女性のための高品質のキャリアアップ・プログラムを実施し成果をあげている点はきわめて優れている。」と認められており、大学運営の活性化に一定の成果をあげていると判断する。

令和6年度から開始する第4期中期目標期間においては、第3期の成果を基に、大学の個性・特色を一層明確にして魅力ある大学づくりを更に推進していく必要がある。

### 2 検討の結果に基づき講ずる措置

上記1の検討結果を第4期中期目標及び中期計画の策定に反映させることにより、地方独立行政法人法第79条の2第1項に規定する検討の結果に基づき講ずる措置とする。

### 3 第4期中期計画策定に係る留意事項

- (1) 一層の質的向上を目指し、検証可能な高い到達目標を掲げ、県民に分かりやすく、かつ意欲的な計画を策定すること。
- (2) 法人自らの個性、強みを最大限に発揮する戦略的・意欲的な取組を推進する計画を策定すること。
- (3) 全学的な観点から重視又は見直す事項については、積極的にその具体的な内容を掲げること。